

第1章

環境基本計画の基本的事項

計画策定の背景と目的、計画の位置づけなど、計画の基本的事項を整理しています。

1 計画策定の背景と目的

私たちのまち武蔵村山市（以下「本市」といいます。）は、狭山丘陵の自然を有し、昭和45年の市制施行以来、都心近郊の緑豊かな住宅都市として発展してきました。近年では、この豊かな緑を後世に残していくこととともに、多摩都市モノレールの延伸計画や日産自動車村山工場跡地利用計画など、快適で、文化的な住みよいまちづくりを進めています。

今日の環境問題は、都市・生活型公害と呼ばれるように、家庭からの排水、自動車の排気ガス、ごみなど生活による環境への負荷が増大し、その負荷が地域から地球レベルの問題へと発展しています。

また、人々の価値観が、便利で合理的な生活を求めるようになって、昔から引き継がれてきた自然を大切に自然と共生しようとする心掛けが失われつつあります。

このような状況の中で、私たち一人ひとりが環境問題を深刻に受け止め、環境への負荷を少なくしたライフスタイルを確立していくことが必要となっています。

産業活動においては、事業者が生産・製造・販売などの段階から環境に配慮すること、さらに、国や地方自治体は環境に配慮した公共工事の実施、市民・事業者・市が一体となった取組が求められています。

このような認識のもと、本市では、環境の保全等に関する基本理念、市、市民、事業者の責務、環境の保全等に関する基本的施策を定めた武蔵村山市環境基本条例（以下「環境基本条例」といいます。）を平成16年7月から施行しています。

武蔵村山市環境基本計画（以下「本計画」といいます。）は、この環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

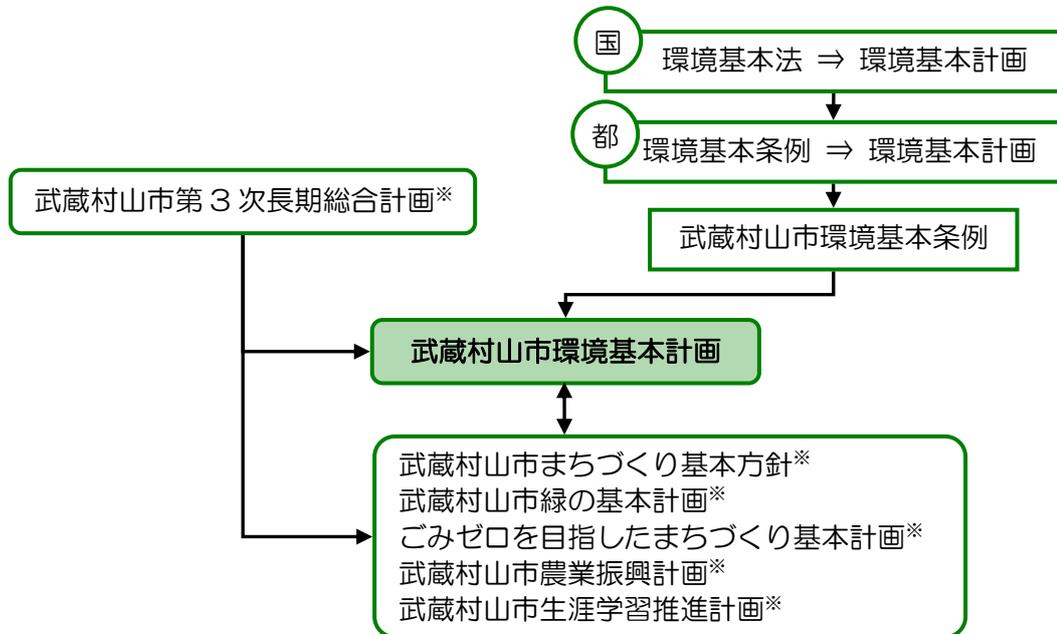
武蔵村山市環境基本条例 第3条

■ 基本理念

- (1) 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- (2) 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会^{*}を構築することを目的として行われなければならない。
- (3) 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動においてすべての者が協働^{*}することによって積極的に推進されなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例に基づき定めるもので、武蔵村山市第3次長期総合計画（平成13～22年度）を上位計画とし、環境分野を担う基本計画として位置づけます。なお、武蔵村山市まちづくり基本方針などの関連計画における環境に関する施策とは整合を図っています。



3 計画の期間

本計画は、将来の展望を踏まえ、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画の期間として定めます。

ただし、今後の環境問題や社会動向等の変化を踏まえ、概ね5年ごとに、計画の体系や進行管理のあり方など、計画全体にかかわる見直しを行います。

4 計画の対象地域

本計画の対象地域は、原則として、本市全体とします。

ただし、本市だけでは解決できない環境問題に対しては、都、周辺市町と連携して解決を図っていきます。



5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、環境基本条例に基づき、市・市民・事業者とします。

市・市民・事業者は、それぞれの立場でそれぞれの役割を担い、相互に連携を図りながら、積極的に行動することを基本とします。



6 対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、「自然環境」、「都市環境」、「生活環境」、「環境負荷」、さらには「地球環境」までを見渡したものとします。また、これらの環境問題への取組を示した「参加と協働」についても範囲に含みます。

